

〈論文〉

都道府県別ワーキングプア推計の検討 —雇用形態による分類と先行研究から見えてくるもの—

高野 晃

キーワード：ワーキングプア 分類 非正規労働者 都道府県別 雇用形態

はじめに

日本のワーキングプア問題が活発に議論されるようになって数年が経過したが、未だその全容解明には至っていない。ワーキングプアとは端的に言えば働く貧困層という事になる。その数は社会層を形成するに至るほど膨れ上がり、ある特定の人々に限られた問題ではないがためにその背景は多種多様で、ワーキングプアと一口に言ってもその実情は大きく異なっている。従来のワーキングプアに関する議論は、雇用されて働く労働者に主眼が置かれてきた¹。中でも非正規労働者が中核を成し、その働き方やセーフティーネットの脆弱性に批判が集まった。貧困のイメージに結びつきやすく、実際貧困率も高い不安定雇用、低賃金、低生産性の非正規労働者がまず問題として取り上げられたのである。さらに国や地方自治体が生み出した官製ワーキングプア、学歴とニーズのミスマッチによる高学歴ワーキングプア、さらには正社員の地位にあっても労働環境の悪化により貧困に喘ぐ正規労働者のワーキングプアなど、次々と問題が浮き彫りとなったのである。このようにワーキングプア問題は十把一絡げに扱うのが不可能な状態にあり、当然全ての問題を一挙に解決できる取り組みなどと言うのは絵空事に過ぎない。それぞれの実態を切り出し、それに適した取り組みの構築が求められているのである。

1 大山典宏：「ワーキングプア（working poor）は、正社員並みにフルタイムで働いても、またはその意思があっても生活保護水準以下の収入しか得られない就業者を指します。直訳では「働く貧者」となりますが、一般には働く貧困層と解釈されます。」。（大山 2008）駒村康平：「ところで、今日よく聞くワーキングプアという言葉であるが、これには行政的な定義はなく、意味も曖昧である。ワーキングといっても週何日間・何時間働いているのか、プアとはどういう経済状態か不明確であるため、公式な統計もない。」、「筆者の研究では、ワーキングプアの定義を世帯主が就労しており、さらに世帯収入合計が生活保護以下の世帯とした場合は、2004年時点で全世帯の約8%程度と推計した。」。（駒村 2009）脇田滋：「都市部では夫婦と子ども3人の世帯で、住宅扶助特別基準を合わせると月23万円程度（年収250万円以上）が生活保護基準であるが、それ以下の賃金で「働いても自立した生活ができない貧困層」、すなわちワーキング・プアと言える労働者が急増している。」。（脇田 2009）このように、雇用されて働く労働者を中心にワーキングプアを捉えている論者が多数存在している。

日本においてワーキングプアがどのように分布し、どのように推移しその構成が変化してきたかというデータは、ワーキングプアの姿を捉え理解し、問題解決への取り組みには必要となるものであるが、残念ながら乏しいというのが現状である。

そこで本論文では都道府県別ワーキングプアの把握へ向け、その推計方法と課題を検討し、その前段階として様々なワーキングプアを重要な構成要素の一つであり共通項でもある雇用形態に着目し、その分類及び整理を試みる。従来の失業状態に由来する貧困状態と違い、ワーキングプアとはその名が表わす通り働いているという点に特徴があり、そのためどのような雇用形態に身を置いているのかというのは重要である。雇用形態によって分類することにより様々なワーキングプアを同時に扱えるようになり、また、都道府県にどのように分布し、推移してきたかを分析することが可能となるだろう。

第1章 様々なワーキングプア

(1) ワーキングプアとは

ワーキングプアとは「働く貧困層」を指す言葉であるが、従来の貧困問題のように明確な境界線がなく、貧困ラインの線引きも行われていないため明確な定義が存在せず論者ごとに思い描くワーキングプア像が異なっているのは周知の事実である。以前拙稿「ワーキングプアと貧困な労働環境—『溜め』を取り入れた再定義—」において、「ワーキングプアとは貧困状態が一時的なものではなく、その状態が固定化された社会層を指す。ある特定の人々特有の問題ではなく、雇用形態の正規・非正規、性別、年齢を問わず広く存在」しており、「ワーキングプアは時代の変化に対応しきれずに劣化し、労働者を人ではなく労働力を提供する一商品として扱うようになった貧困な労働環境が原因で発生し、さらに頼みの綱であるセーフティーネットさえも劣化してしまい、その状態が固定されてしまっている社会層ということが出来る」²と述べた。

ワーキングプアの何が問題なのであろうか。ワーキングプアの存在は労働環境と社会制度双方の綻びの証左であるのと同時に、それ以外の労働者をも巻き込んで労働環境全体の悪化に拍車をかけることへと繋がる。失業状態にあるというのは誤解を恐れず言えばある意味健全であると言える。失業状態ではなく就労しているにもかかわらず貧困状態にあるというのは異常な状態なのである。少ないコストで大量にいつでも調達でき、しかも好きな時に切り捨てられる使用者側にとって都合の良い労働力が増加することは、真っ当な条件の下で就

2 高野 (2012) 123 頁。

労する労働者への圧力となり、労働環境の切り崩しへと繋がるのは自明の理だ。山田昌弘はワーキングプア問題が解決されなければ将来に希望が持てない人が増え、社会秩序が不安定になるとも述べたうえで、「それだけでなく、ワーキングプアの存在は、現在人並みの生活を送ることができている人の不安を強めるのである」³と主張している。一昔前の貧困問題は、貧困に陥った人とそうでない人の間に線を引くことができたが、ワーキングプアが出現したことにより、その境界が曖昧なものになっているというのである。「真面目に勉強して学校を卒業しても、フルタイムで真面目に働いていても（仕事には家事、育児も含む）、特別にリスクの高いことにチャレンジしなくても、自分のミスで仕事に失敗しなくても、現役時代に真面目に年金を積み立てても、分不相応なお金の使い方をしなくても、病気や事故といった特別なことが起きなくても、将来、貧困状態に陥る可能性を心配する必要が出てきた」⁴。ワーキングプアとは、「労働環境とセーフティーネット、この二つの劣化による二重苦で生み出された」⁵ものであり、その影響はワーキングプアに陥っている人々に留まらず、社会全体に及ぶのである。

ワーキングプアは貧困問題の一つであるがゆえに、その内包する問題は多岐に渡る。「ワーキングプア問題を考える際、どうしても目に見えやすい収入、賃金に目が行きがちであるが、それは彼らが奪われている要素の一部に過ぎないということを念頭に置かなければならない。労働の成果である賃金にばかり目が行くと、雇用の安定や安全な労働、能力開発の機会、心身の健康状態、自由に使える時間、社会との繋がりといった他の奪われているものは見えてこない。それらはワーキングプアが働く劣化した貧困な労働環境に目を向けて初めて見えてくる」⁶のである。

これらを踏まえたうえで賃金だけに囚われず、ワーキングプアを取り巻く諸問題を視野に入れ各分野で別個に行われている活動の総括と知恵を結集すべく、ワーキングプアを「貧困な労働環境に起因する問題を抱え、それを解決するだけの『溜め』がなく、貧困状態に喘ぐ労働者で形成された社会層」⁷であると新たに定義付けた。

筆者はワーキングプアが失っている賃金以外の要素を扱うことができるよう、その役割を湯浅誠の「溜め」という概念に求めたのである。

湯浅の言う「溜め」とは溜池からその着想を得たものであり、外界からの衝撃を緩和する

3 山田 (2009)、17 頁。

4 山田 (2009)、17 頁。

5 高野 (2012) 123 頁。

6 高野 (2012) 123 頁。

7 高野 (2012) 123 頁。

だけでなく、活動の源となる様々な要素を想定したものである。具体的な例を挙げれば教育や社会制度、健康な体、住居、家族、雇用、セーフティーネット、お金など個人的要素だけでなく社会的要素をも含んでいる。何か問題が起きた時に解決へと導く支えとなり得るもの、あるいは問題の発生を未然に防ぐことができる要素を想像すれば理解しやすい。湯浅が「溜め」という抽象的な概念で説明しているのは金銭に限られておらず、「溜め、の機能は、さまざまなものに備わっている。」⁸からである。人間一人一人が異なっているようにそれぞれの持つ「溜め」の大小も異なり、また、「溜め」が大きい人ほど自他の別なく「溜め」を認識しづらいという性質がある。

前稿において行った定義付けはワーキングプア問題が金銭面のみに矮小化されその他の要素が除外されるのを防ぐのと同時に、その解決へ向け各分野の知恵を総括することで多元的な取り組みが行えるようにするのがその目的であった。金銭だけでも労働だけでもない「溜め」を考慮した取り組みがなされることが理想であるが、「溜め」には大規模な調査を伴う全体の把握には不向きな面があるのも事実である。なぜなら「溜め」には個人差があり、また、その大小の判断には困難を伴うため数字に現れにくいからである。

(2) 非正規労働者のワーキングプア

ワーキングプア問題が取り上げられた際、最初に問題の俎上に上ったのが非正規労働者であった。全労働力人口に占める非正規労働者の割合は3割を超え4割に迫る状況にあり、ワーキングプアにおいてもかなりの数を占めている。多様な働き方という美辞麗句のもと規制緩和の追い風に乗り非正規雇用は拡大し、意図されていた周辺の労働者という範囲を逸脱して正規から非正規への転換が推し進められたのである。多様な働き方を望む声が労働者側にあったのは否定しないが、実際にそれを享受できたのはごく一部に過ぎない。閉塞感による社会への不信と、矛盾を抱えた管理教育からの脱出を図った人々が多様な働き方を望んでいた。その流れの中で「学校をドロップアウトした人たちは、学校へ行かなくても生きていける道がなくてはいけなくてフリースクールへ、企業の締め付けに耐えられなかった人たちはフリーターへと進んだ。」⁹。しかし、「その人たちの期待としては文化の多様性、社会の硬直の見直しがあったのに、それが先ほどから言っている規制緩和の方向に回収され、例えば『働き方の多様化』という言葉で、雇用の柔軟化が進められてしまった。社会の反省が、うま

8 湯浅 (2008)、78 頁。

9 湯浅 (2010)、21 頁。

く持っていかれてしまった。」¹⁰のである。労働者が真に望んでいたのは会社に縛られる生き方とそれを前提とした社会保障からの脱却であり、決してそれだけでは生活が成り立たずいつ貧困に陥ってもおかしくないような異常な働き方ではなかったのである。

企業が非正規雇用を拡大させた根拠とされる「新時代の日本的経営」の報告書であるが、五十嵐は朝日新聞（2007年5月19日付）と週刊エコノミスト（「立案者が証言する『歪められた規制緩和』」2007年1月30日号）を引用し、その執筆者である日本経営者団体連盟（現・経団連）の小柳勝二郎賃金部長（当時）の胸中を明らかにしている。「『雇用の柔軟化、流動化は人中心の経営を守る手段として出てきた。これが派遣社員などを増やす低コスト経営の口実としてつまみ食いされた気がする』」¹¹。これについて五十嵐は「『人中心の経営』というのは、基本的には日本型に近い考え方」¹²であり、興味深い発言であると述べている。また、小柳は「雇用ポートフォリオ」についても、「『固定的でなく柔軟に対応できるような仕組み』で『弾力的な働き方を根底に置いていた』と述べて」¹³おり、「『身分の固定化を意図したものではなかった』という問いには、『その通りだ。報告書にもはっきり書いてある。この点、誤解があってはいけないので、私たちも非常に注意し、いろいろな場で説明した。しかし『このグループに入ったらこっちに行かれない』という話にすり替わってしまった』と述懐しています」¹⁴。

これに関して五十嵐は「『構造改革』推進派（『国際派』）が、雇用ポートフォリオなど、自分たちにとって都合のよい部分だけを『つまみ食い』したというのが、本当のところだったのでは」¹⁵と主張している。

労働環境が悪化し、セーフティーネットの張り直しも行われていない現状では、柔軟な労働市場とは単に使用者側有利で労働者側は不利であると言わざるを得ない。

独立行政法人労働政策研究・研修機構の「多様化する就業形態の下での人事戦略と労働者の意識に関する調査」によれば、非正社員の割合が上昇している事業所の内、その要因として「『労務コスト削減のため』を挙げる事業所の割合が最も高く（80.3%）」¹⁶なっているという。

10 湯浅（2010）、21頁。

11 五十嵐（2008）、73頁。

12 五十嵐（2008）、73頁。

13 五十嵐（2008）、74頁。

14 五十嵐（2008）、74頁。

15 五十嵐（2008）、74頁。

16 労働政策研究・研修機構（2014）、12頁。

また、厚生労働省の「雇用の構造に関する実態調査（就業形態の多様化に関する総合実態調査）」¹⁷（平成22年）によると、正社員以外の労働者がいる事業所が正社員以外の労働者を活用する理由として、「賃金の節約のため」（43.8%）、「1日、週の中の仕事の繁忙に対応するため」（33.9%）、「賃金以外の労務コストの節約のため」（27.4%）が上位に上げられている。

さらに、厚生労働省が2006年に公表した「平成17年有期契約労働に関する実態調査結果の概況」によれば、「有期契約労働者を活用している事業所の主な理由（複数回答）をみると、総数で『人件費節約のため』が52.3%と最も多く、次いで『1日、週の繁忙に対応するため』38.8%、『経験等を有する高齢者の活用のため』26.9%、『専門的な能力を有する人材を一定期間確保・活用するため』24.6%、『臨時・季節的業務量の変化に対応するため』23.6%の順となっている」¹⁸という。

どのデータもコスト削減が高い割合を占めており、雇用の調整弁としての役割を担わされていることが理解できる。このように非正規労働者のワーキングプアは雇用期間に限りがあるだけでなく雇用の調整弁としての役割を担わされており、低賃金、技能訓練の機会の喪失、労働組合からの排除など、従来の貧困問題のイメージに結びつけやすい存在であり、実際に貧困に陥りやすい存在であると言えよう。

(3) 正規労働者のワーキングプア

「平成14年就業構造基本調査」¹⁹によると、正規の職員・従業員の総数3455万7000人の内所得が50万円未満の者が13万4900人、50～99万円の者が33万8900人、100～149万円の者が107万2400人、150～199万円の者が194万5300人となっており、正規労働者10.1%、つまり10人に1人は年収が200万円未満という状態にある。

また、「平成19年就業構造基本調査」²⁰によると、正規従業員・職員であるにもかかわらず年間所得が100万円に満たない労働者が61万6500人、200万円未満は356万6400人（男性119万2900人、女性237万3600人）となっており、これに関連して伍賀一道は「近年、正規雇用のなかでも副業に従事する労働者が増加しているが（ダブルワーク）、これは正規雇用のなかでのワーキングプアの拡大を象徴している。」²¹と述べている。

17 厚生労働省（2014 a）

18 厚生労働省（2014 b）、6頁。

19 e-Stat（2014 a）

20 e-Stat（2014 b）

21 伍賀（2010）、31頁。

2012年(平成24年)度の「就業構造基本調査」²²においても正規労働者3311万人のうち9.9%が年収200万円以下となっており、横這い状態にあることが分かる。男女比で見ると男性正規労働者が5.3%、女性正規労働者は実に20.1%という高い数値を示しており、伍賀が指摘するように女性正規労働者の低所得が際立っている。

また、伍賀は正規労働者のワーキングプアについて次のように述べている。「所得に限ればワーキングプアではない正規労働者の多くが、働き方・働かせ方の点では『貧しい』と言わざるを得ない。この意味で、過労死予備軍的働き方を余儀なくされている正規雇用は『もう一つのワーキングプア』でもある。」²³。これに関連して清山は、「ワーク・ライフ・バランスなど不可能な長時間不規則労働とサービス残業の横行、勤務地の頻繁な移動、年功賃金の成果主義賃金化による賃金の水準調整(引き下げ)等により、正社員内部に、『人生のある一時期に限定された一時的貧困』とはいえず、家族形成、出産子育て、持ち家の保有など長期的な将来展望をもちにくいようなワーキングプア層が形成されて」²⁴きており、「その象徴が、いわゆる『名ばかり店長』、『名ばかり管理職』、『名ばかり正社員』であろう。」²⁵と主張している。同じく湯浅もこの問題に触れ、「人件費節減を狙った『名ばかり管理職』や、零細企業に勤める『なんちゃって正社員』といった、正社員でありながら不安定かつ悪条件で働くことを余儀なくされている」²⁶労働者を、「周辺の正規労働者」と呼称している。

このように正規労働者でも、ワーキングプアに陥ってしまうという状況にまで来ているのである。ワーキングプアは非正規労働者の問題と思われがちであるが、正規労働者も同じように問題を抱えており、労働環境の悪化は労働者全体を蝕んでいるのである。

(4) 高学歴ワーキングプア

水月照道は『高学歴ワーキングプア 「フリーター生産工場」としての大学院』において、いわゆる高学歴ワーキングプア、特に大学院博士課程修了者の実態を明らかにしている。高学歴ワーキングプアの問題は高い学歴を有しているにもかかわらず、それに見合った、あるいは本人の希望に沿った職が得られずにワーキングプアとして働いているという点に収斂される。その背景は需要と供給のミスマッチや学歴の低評価、国策による人材の飽和など様々であるが、高学歴であるという特徴こそあるものの、労働者が有する能力、経歴が有利に働

22 総務省統計局(2013)

23 伍賀(2010)、33頁。

24 清山(2010)、8頁。

25 清山(2010)、8頁。

26 湯浅(2009)、94～95頁。

かないというのは非正規労働者のワーキングプアにおいても散見され、雇用形態から見ても同様であるとみなすことができよう。

水月は高学歴ワーキングプアにまつわる問題の一つとして、非常に興味深いデータを示している。「²⁷11.45%。これは、同じ年(2004年/筆者注)に文科省(文部科学省)から発表された、日本の大学院博士課程修了者の「死亡・不詳の者、の割合である。」²⁷。文部科学省が行った「平成16年度学校基本調査」²⁸によれば平成16年度の博士課程修了者はおよそ1万5000人であり、その年の死亡・不詳の者は約1700人ということになる。

「平成24年度学校基本調査」²⁹によれば博士課程修了者は1万6260人であり、そのうち「死亡・不詳の者」は1145人(修了者の7.0%)となっている。同じく大学(学部)卒業生55万8692人中9797人(1.8%)、修士課程修了者7万8711人中1692人(2.1%)となっており、博士課程修了者における「死亡・不詳の者」の数値が異様に高いことが分かる。

ただし、死亡者が計上されているためこの項目の該当者はさも死者・行方不明者であるかのように思えるが、文部科学省によれば「死亡・不詳の者」とは「卒業後、調査期日の5月1日までに死亡した者と、学校で卒業後の状況がどうなっているかまったく把握できていない者」³⁰のことであり、単に調査時点における進路が未定であるか、大学院が把握できずにいるだけであるという点に留意が必要である。また、前述の理由からこの項目は大学院の博士課程修了者に対する調査の影響が如実に現れる。文部科学省高等教育局の委託を受け、日本総合研究所が行った平成22年度先導的の大学改革推進委託事業「博士課程修了者の進路実態に関する調査研究」によれば、博士課程修了者の進路把握率が比較的高い大学院の特徴として「進路を把握することに対して、意義や活用について積極的である」ことと、「また、学生個人に対してもその意義や意図がある程度伝わっている大学が多い。(伝わってなくても調査には素直に応じるような組織体制になっている。)」³¹。また、把握率が比較的悪い大学院の特徴としては、「特に、学部生の進路やその活用については比較的注力しているが、博士課程学生については積極的ではない」、「学生個人の意向を尊重しているため、調査票の記入内容の精査(いい加減な回答の精査)、回収状況には立ち入ることはない。」³²という。

「死亡・不詳の者」の項目における高い数値は調査実施の体制や大学院側の姿勢に原因が

27 水月(2007)、14頁。

28 文部科学省(2013 a)

29 文部科学省(2013 b)

30 文部科学省(2013 c)

31 日本総合研究所(2013)、17頁。

32 日本総合研究所(2013)、17頁。

あるわけだが、「博士課程修了者の進路実態に関する調査研究」³³においてその実態と課題について「概ねどの大学にも同窓会は組織されているものの、研究科や専攻が独自に運営かつデータ管理を行っているようであり、大学全体として統合されているところは少ない。また、大学組織下とは離された状態であるため、情報共有に関しても、『個人情報保護法』の関係で自由に共有できず、活用されているとは言い難い」、「幾つかの大学・研究科では、独自に博士課程修了者のその後の進路動向の調査や、同窓会との協力体制の構築を開始するなどの取組が見られる」、「現行システムのみで対応することが難しいこともあり、統一的なシステムを構築するとなると予算が必要になってくるため、国のリーダーシップの下で足並みを揃えて取り組む必要があるのではないか」³⁴という指摘がなされている。

職場を転々とする非正規労働者や零細企業で働く労働者に比べれば、教育機関に長期在籍している博士課程修了者の方が情報収集は容易であり捕捉率も高くなるはずだが、実に1割近くを把握できずにいるのが現状である。

高学歴ワーキングプア特有の問題として、まずその対象者の少なさが挙げられる。大卒者からさらに数が絞られる大学院進学者の内、その状態にある者が対象となる数は限定されるため、別項目として成立するだけの数量があるのかという疑問が残る。また、対策を講じても全体への波及効果は期待できず、限定的なものに留まるであろう。

修士号や博士号を有しているにもかかわらずワーキングプアであるというのは確かに扇情的であるが、技能や資格を有していてもそれが相応の職に繋がらない、職自体の社会評価が低いというのは他のワーキングプアでも指摘されており、高学歴ワーキングプアに限ったものではない。高学歴ワーキングプアは別項目としてではなく、各雇用形態のワーキングプアの内、学歴を有している者と捉えるのが妥当であると考ええる。

(5) 個人事業主のワーキングプア

ワーキングプアに関する議論の中核を成していたのは雇用されて働く労働者であり、その対策も限定されてきたと言っても過言ではない。どのような形で企業に雇用されて働く労働者を対象とし、働いているにもかかわらず貧困層に陥っている現状やワーキングプアに陥るその背景、働き方や社会との関わり、セーフティーネットや最低賃金との関連性などに焦点が当てられてきたのである。しかし、ワーキングプアの問題は雇用者に限定されるものではない。それにもかかわらず、個人事業主はワーキングプアとして一元的に扱われず、問

33 文部科学省 (2013 d)

34 日本総合研究所 (2013)、19 頁。

題の外に置かれてきたのである。

都道府県別の基準を元に各地におけるワーキングプア人口を推計した戸室は「農業収入が主な世帯」及び「農業収入以外の事業収入が主な世帯」といったように農林水産業従事者や個人経営者もワーキングプアの対象としている。元来ワーキングプアとは「働く貧困層」を指す言葉であり、従来の貧困層と違い、就労しているにもかかわらず貧困に陥るケースが社会層と呼べるほど増加しているというのがその問題の出発点であった。「フルタイムで働いているにもかかわらず収入が最低生活費以下」といったように労働時間が条件の一つとして挙げられる事はあっても、特定の業種がワーキングプアの除外対象となるような条件付けがなされたことはない。「農業収入が主な世帯」及び「農業収入以外の事業収入が主な世帯」、すなわち個人事業主をワーキングプアの対象とするのは真つ当なことであると言える。ワーキングプアの対象が増え、その裾野が広がることで全体像がぼやけるという批判があるが、それは単に現実から目を背け実態把握を怠るという本末転倒な結果をもたらすものであり、批判として成り立たない。

都道府県別ワーキングプアの推計を行った戸室健作は、「就業構造基本調査」で10種類に分類されている「世帯の収入の種類」のうち、「『賃金・給料が主な世帯』、『農業収入が主な世帯』、『農業収入以外の事業収入が主な世帯』、『内職収入が主な世帯』の4種類の合計を就業世帯」とし、「貧困就業世帯とは、この4種類の合計世帯のうち最低生活費以下の世帯」³⁵と定義しており、すなわち、個人事業主のワーキングプアも同じく調査対象として扱っているのである。

ただし、従来の対象である「賃金・給料が主な世帯」と今回新たに加わった「農業収入が主な世帯」、「農業収入以外の事業収入が主な世帯」とでは、その実情は大きく異なっている点に注意しなければならない。収入で見れば同じワーキングプアであっても、税制の優遇や助成、資産の所持などに大きな違いがあるため、同じ貧困ラインを用いて分析を行っても、実態に即した結果が得られるかは疑問が残る。当然ワーキングプアに陥った背景や問題解決へ向けた取り組みも全く異なるものとなる。

また、ワーキングプアの分布及び時間経過による推移を見る上でも項目を分けた方が有益であろう。

個人事業主のワーキングプアは従来の雇用されて働くワーキングプアを対象とした取り組み、すなわち労働環境の改善や最低賃金の底上げなどの直接の対象とはならないという点に特徴がある。先に述べた実情とこの特徴があるがゆえに、従来のワーキングプアと区別する

35 戸室(2013)、50頁。

必要があると考える。

(6) 官製ワーキングプア

官製ワーキングプアについて、遠藤公嗣は次のように述べている。「地方自治体の非正規職員は、官製のワーキングプアだ。低い賃金で働いている。『低い』の意味は、直接には『正規職員の賃金に比べて低い』ということだが、これを踏み込んで本質的に考えると、『担当する仕事の中身に比べて低い』の意味だ。」³⁶。官製ワーキングプアとは、その仕事の内容が正規職員の仕事内容に比べ単純であるといった理由もなくただ雇用形態が非正規であるという理由だけで低賃金に抑えられているのである。

さらに、「自治体の非正規職員もまた公務員だが、公務員採用試験によらないで『任用』され、任用の期限が必ず付けられる。任用期間は、任期付職員では3～5年、非常勤職員では通常1年、臨時職員では半年で更新1回まで、つまり1年だ。ただし、任用期間終了後に再任用されることは否定されておらず、実質的には、長期間の継続任用となっている非正規職員も多い」³⁷というのが現状であり、「再任用が繰り返され、実質的に長期間の継続任用となっても、任用の期限とともに、任用が終了させられることがある。その非正規職員のための職務は継続していて、非正規職員に落ち度がなくても、任用終了はあることだ。」³⁸。

すなわち、任用期間の期限が来るたびに再任用され、実質的には長期間の継続任用となっていたとしても継続任用扱いとはならず、恩恵を受けることもできないのである。

これに対し「民間企業の場合、有期契約の非正規労働者であっても、事実上の継続雇用とみなされれば、正当な理由なく雇い止めされることはない。この点で、自治体の非正規職員は、民間企業の非正規労働者よりも不利なあつかいを受けている」³⁹のである。これは雇用形態でみると同じ非正規労働者であっても、付随する要素により困窮の度合いが変わる恐れがあることを示している。

官製ワーキングプアは雇用形態で判断すると非正規労働者のワーキングプアの一部ということになるが、その背景には他に類を見ない大きな特徴がある。すなわち、国及び地方自治体という公的機関が生み出したワーキングプアであるということだ。労働市場の規制緩和により賃金が下がり、労働環境が悪化していく中で予算削減圧力に対応する形でそれまで正規

36 遠藤 (2013)、7 頁。

37 遠藤 (2013)、18 頁。

38 遠藤 (2013)、19 頁。

39 遠藤 (2013)、19 頁。

で担っていた仕事を非正規に置き換えていき、その結果として官製ワーキングプアが生み出されてしまったのである。

第2章 都道府県別ワーキングプアの推計

(1) 成分分析の有用性

従来のワーキングプアに関する議論はその総量についての把握に力点が置かれ、その中身である成分分析、すなわちどのようなワーキングプアがどれだけ存在しているのかという推計がそれぞれの居住地における貧困基準で行われずにいた。ワーキングプアの推計は画一的な貧困基準、それも都道府県中最も高額な東京23区の数値を元にした現実とかけ離れたデータしか示されてこなかったのである。最低賃金も最低生活費も異なる以上、それぞれの地点における貧困基準で測定を行わなければ実態は見えてこず、また、対象となる労働者が生活基盤を置く地域においてどのような立場にあるのか、という視点を得るためにも各地点における貧困基準による推計は必要となる。なぜなら、「豊かな社会の中で貧しいことは、それ自体が潜在能力の障害となる。所得で測った相対的な貧困は、潜在能力における絶対的な貧困をもたらすことがある。豊かな国において、同じ社会機能(例えば、人前に恥をかかずに出られること)を実現するために十分な財を購入するには、より多くの所得を必要とするかもしれない」⁴⁰からである。

都市部と地方ではワーキングプアが多いのはどちらなのか、47都道府県にどのように分布しその背景に何があるのか、各雇用形態の構成比と時間経過による推移、地域毎に構成比の特色はあるのか、など全体把握からは見えてこない成分分析ならではの視点でワーキングプア問題を捉えられるのである。また、従来の都道府県を一まとめにしたものではなく、地域毎の詳細なデータが明らかとなることで問題意識の高まりも期待できる。以下では都道府県別ワーキングプア推計の先行研究を取り上げ、その手法と課題についてまとめる。

40 セン(1999)、179頁。

(2) 先行研究

ワーキングプア問題で大きな足枷となっているのが、統計データの不足である。国による定義付けとそれを元にした調査が行われていないため、日本のワーキングプア問題は諸外国と比べ大きく出遅れてしまっている⁴¹。国の視点の欠如やそれを踏まえた施策の穴を批判することさえもできず、その実施を求めるという前段階に留まっているのである。

統計データに関して特に欠如しているのは対象者がその居住地においてどのような立場にあるのか、つまり画一的な基準ではなく地域毎の貧困基準を元に推計を行ったものである。その状況に一石を投じたのが戸室健作の「近年における都道府県別貧困率について—ワーキングプアを中心に」である。都道府県別にその地点における貧困基準でワーキングプアを推計し、時間経過による推移をも明らかにした意欲作である。しかし、戸室が推計したワーキングプアには従来の雇用されて働く労働者だけでなく、農林水産業者や自営業者も含まれている。元来ワーキングプアとは「働く貧困層」を指す言葉であり、就労しているにもかかわらず貧困に陥るケースが社会層と呼べるほど増加しているというのが、その問題の出発点であった。「フルタイムで働いているにもかかわらず収入が最低生活費以下」といったように労働時間が条件の一つとして挙げられる事はあっても、特定の業種がワーキングプアの除外対象となるような条件付けがなされたことはなく、農林水産業者や自営業者を対象に含めることに異論はない。また、地域毎の特色に注目しようとした際、これらの層を抜きに見ると実態とかけ離れたものとなるため、重要な位置を占めていると言えるだろう。ただし、従来のワーキングプア、すなわち雇用されて働く労働者と個人事業主のワーキングプアとでは収入で見れば同じワーキングプアであっても、税制の優遇や助成、資産の所持などに大きな違いがある。そのため、同じ貧困ラインを用いて分析を行っても、実態に即した結果が得られるかという疑問が残る。当然ワーキングプアに陥った背景や問題解決へ向けた取り組みも全く異なるものとなるだろう。同じワーキングプアであっても、その世帯の種類によって切り出す必要がある。

統計によって明らかとなるのは金銭面の問題だけであり、ワーキングプアが抱える問題のごく一部しか取り扱うことができないのは事実である。しかし、個人ごとに異なる事柄を抜

41 村上雅俊は「半年以上(27週)労働市場で活動し、貧困世帯に属する個人」という定義を元にワーキングプアの推計を行っているBLS(Bureau of Labor Statistics/アメリカ労働統計局)及び、ワーキングプアという名称は避けているものの「貧困世帯に属する個人を、(1)年間を通じてフルタイムで働く、(2)年間を通じてフルタイムで働いていない、(3)働いていない、の3類型に分類」という定義と「少なくとも働いている世帯メンバーが1人おり、世帯所得が貧困基準以下の世帯」という2つの定義で貧困分析を行っているセンサス局(Census Bureau)というアメリカにおける2つの公的機関の定義及び推計結果を取り上げている。(村上2011)

きにして金銭面という共通項により全国規模での推計を行うことでワーキングプアの全体像を大まかに切り出すことができるのもまた事実である。また、時間経過による各ワーキングプアの推移を見ることで動向も明らかとなる。次節において戸室の推計手法について詳しく述べる。

(3) 戸室の推計手法

戸室は「近年における都道府県別貧困率について—ワーキングプアを中心に」において、可能な限り統一した計算方法を用いて1992年時から2007年時までの都道府県別の貧困率の推移を分析、詳細なデータを明らかにした。これはこの論文が初となる試みであり、さらにこれまでおおまかなデータしか存在しなかったワーキングプアについて、都道府県別の推移をも検討しているまさに白眉と言えるものである。

戸室は都道府県別の貧困率・ワーキングプア数を分析するに当たり、年収200万円といった画一的な基準を用いるのではなく、都道府県別にその地域における生活保護基準に基づいて算出している。これによりその土地の実情に沿ったデータが得られ、より現実に近い形の貧困率とワーキングプア数を割り出すことができている。ただし、最低生活費の算出方法において、計算の複雑性が増すことと世帯間の公租公課分の整合性を考慮し、公租公課分及び勤労に伴う経費は除外しており、「(戸室が算出した/筆者注)最低生活費によって計算される貧困世帯数はかなり抑圧された数字となっている。」⁴²。

戸室が用いた分析方法は、総務省『就業構造基本調査』(1992年・1997年・2002年・2007年)と厚生労働省『被保護者全国一斉調査』(1992年・1997年・2002年・2007年)の資料を用い、後藤道夫の計算方法を参考に算出するというものである。

後藤は「就業構造基本調査」で公表されている「世帯主の就業状態、世帯の収入の種類、親族世帯人員、世帯所得別世帯数」の表を用いて全国の貧困率、ワーキングプア率を推計しているが、その理由として、「就業構造基本調査は、近似的にはあるが、世帯収入の情報とフルタイム労働力が否かについての情報を提供している。世帯収入については、同調査は100万円きざみの収入階層を選択させているため、収入階層内部での均等分布を仮定することで、近似的に収入分布が得られる」⁴³としており、また、収入が10項目に分けられているため、「その世帯がどういう収入で暮らしているか、つまりどういう仕事をしているか、あるいはしていないか、年金で暮らしているのかなど、かなり基本的な事が分類でき、さらにそ

42 戸室 (2013)、39頁。

43 後藤 (2010)、16頁。

それぞれのグループの中でどういう収入分布になっているかということが出されて」⁴⁴ いるため、「それぞれのグループごとにどういう貧困状態になっているかが分析できます」⁴⁵ と述べている。

「世帯の収入の種類」は、「賃金・給料が主な世帯」、「農業収入が主な世帯」、「農業収入以外の事業収入が主な世帯」、「内職収入が主な世帯」、「家賃・地代が主な世帯」、「利子・配当が主な世帯」、「年金・恩給が主な世帯」、「雇用保険が主な世帯」、「仕送りが主な世帯」、「その他の収入が主な世帯」の10項目がある。ただし、1992年の調査では「仕送りが主な世帯」の項目がなく9項目となっている。

しかし、「世帯主の就業状態、世帯の収入の種類、親族世帯人員、世帯所得別世帯数」の表は都道府県別には公表されていないため、戸室は「独立行政法人統計センターに委託してオーダーメイド集計を行い、都道府県別の『世帯主の就業状態、世帯の収入の種類、親族世帯人員、世帯所得別世帯数』の表（1992年・1997年・2002年・2007年）」⁴⁶ を取得し、これを元に都道府県別のデータを算出している。

貧困基準は『被保護者全国一斉調査』（1992年・1997年・2002年・2007年）の「最低生活費」を採用している。ただし、「この『最低生活費』は、生活扶助・住宅扶助・教育扶助・一時扶助の合計」であり、「現物給付の医療扶助が含まれていない点は留意する必要がある。」⁴⁷

「最低生活費」もまた都道府県別には公表されておらず、戸室は以下のような手法で都道府県別の「最低生活費」を割り出している。

1992年は「保護の決定状況額（積み上げ）、都道府県—指定都市・世帯人員・扶助の種類別」の表を使用している。この表はこれ以降公表されていない。1997年は「保護の決定状況額（積み上げ）、級地・世帯人員・扶助の種類別」の表を用いて世帯人員別・級地別の最低生活費を算出し、「被保護世帯数、扶助の種類・級地・都道府県—指定都市—中核市別」の表により得られる都道府県別・級地別の生活保護世帯数を用いて各都道府県の「級地別世帯数のバラツキを加重平均して都道府県別・世帯人員別の最低生活費を計算」⁴⁸。2002年と2007年は「保護の決定状況額（積み上げ）、世帯人員・級地・保護の決定状況別」の表と「被保護世帯数、級地・都道府県—指定都市—中核市別」の表を用いて同じ方法で計算を行っている。ただし、2002年は「被保護世帯数、級地・都道府県—指定都市—中核市別」の表が公表され

44 後藤（2011）、160～162頁。

45 後藤（2011）、162頁。

46 戸室（2013）、38頁。

47 戸室（2013）、38頁。

48 戸室（2013）、38頁。

なかったため、2001年のものを使用している。

「保護の決定状況額（積み上げ）、世帯人員・級地・保護の決定状況別」の表では級地が6つに分けて公表されているが、1997年の「保護の決定状況額（積み上げ）、級地・世帯人員・扶助の種類別」の表では級地が1～3級地という分類のみであり戸室はやむなくそのまま計算を行っている。

以上の手法で算出された都道府県別の最低生活費を「都道府県別・世帯人口別の世帯総数に当てはめて、最低生活費以下の世帯数を貧困世帯」とし、「『就業構造基本調査』の世帯所得は100万円間隔で調査されており、最低生活費を当てはめるときは、その間隔に世帯数が均等分布していると仮定」⁴⁹している。また、先に述べたとおり戸室が算出した最低生活費には公租公課分及び勤労に伴う経費は含まれていない。

(4) 推計結果

前節で説明した計算手法を用い、戸室は各都道府県における貧困率、生活保護世帯の捕捉率、ワーキングプア率の推計を行っているが、本論文ではワーキングプア率についてのみ取り上げる。

戸室は都道府県別のワーキングプア数について詳細なデータを提示しているが、ワーキングプアには統一された定義がなく、現状では論者毎に思い描くワーキングプア像は異なっている。では、戸室はワーキングプアをどのように捉えているのであろうか。戸室のワーキングプアの定義は「一般にワーキングプアとは、就業しているにもかかわらず所得水準が最低生活費に満たない貧困層のこと」というものであり、ワーキングプア率については「世帯の主な収入が就業所得で成り立っている世帯（就業世帯）のうち、所得水準が最低生活費以下の世帯（貧困就業世帯）の割合のこと」⁵⁰であるという。

「就業構造基本調査」では「世帯の収入の種類」が10項目に分けられているが、戸室は「賃金・給料が主な世帯」、「農業収入が主な世帯」、「農業収入以外の事業収入が主な世帯」、「内職収入が主な世帯」の4項目の合計を就業世帯として扱っている。

戸室によれば、全国の貧困就業世帯数とワーキングプア率は「全国の貧困就業世帯数は、133万世帯（1992年）→147万世帯（1997年）→236万世帯（2002年）→237万世帯（2007年）」、「全国のワーキングプア率は、4.0%（1992年）→4.2%（1997年）→6.9%（2002年）」

49 戸室（2013）、39頁。

50 戸室（2013）、50頁。

年) → 6.7% (2007年)」⁵¹ というように推移しているという。これを踏まえ、戸室は「両数値を見ると、貧困率と同様に1997年から2002年の期間が一つの画期となっており、この期間に貧困就業世帯数・ワーキングプア率は大きく高まっている。その後、2002年から2007年にかけて貧困就業世帯数は微増、ワーキングプア率は微減しているが、いずれにしろ両数値は高い値で留まっているのが現状である」⁵² と述べている。

都道府県別にみると「沖縄地域、佐賀を除く九州地域、香川を除く四国地域、奈良・滋賀を除く関西地域、そして青森地域と北海道地域が恒常的にワーキングプア率が高くなって」⁵³ いるという。

「1992年から2007年までのワーキングプア率の上昇幅が全国(2.8ポイント)よりも高いところ」⁵⁴ に注目すると、「大阪を中心とした関西全域のワーキングプア率の急増がまず目を引く。山形・秋田・宮城でもワーキングプア率は急増し、これまで低ワーキングプア率地域であり続けた秋田・宮城は2007年に高ワーキングプア率地域と化した。」⁵⁵

ワーキングプアの上昇幅が全国よりも高い地域は22地域に上っており、戸室は「1992年から2007年までのワーキングプア率上昇の震源地は、比較的広範囲に存在したと考えられる」⁵⁶ と主張している。

日本のワーキングプアがどの地点で発生し、どのように推移してきたのかを具体的な数値を元に指摘できるという点が、都道府県別ワーキングプア推計の優れた点であると言えよう。

(5) 推計の課題

戸室は貧困ラインに生活保護基準、すなわち最低生活費を用いているが、これについて以下のような批判がある。貧困ラインに生活保護基準を用いるのは「貧困の境界選択の困難性」の回避と、「副次的な効果として、この制度の効果が測定」できるという利点がある。しかし一方で、「『お上の選択』への無批判な受容という批判が」⁵⁷ 伴い、また、「論争的であり、複数ある考え方から一つを選ぶのが難しい」そのほかの貧困ラインの中から「自分で選択するのを放棄して、“お上”の権威に頼ってしまう」⁵⁷ という、いわば思考の停止といえる大きな問題がある。さらに、貧困ラインはその時々的情勢により国にとって都合がいいように変更

51 戸室 (2013)、50 頁。

52 戸室 (2013)、50 頁。

53 戸室 (2013)、52 頁。

54 戸室 (2013)、51 頁。

55 戸室 (2013)、52 頁。

56 戸室 (2013)、52 頁。

57 岩田 (2007)、50 頁。

される危険性があることを忘れてはならない。また、清山玲は「貧困を測定する際の基準に生活保護基準を使用するかどうかをめぐる議論」⁵⁸があり、「現在、生活保護基準が現実の必要最低生活費を表しているのかどうかという点が問われ、政策上の論点になっている」⁵⁹と指摘している。

このように貧困ラインに生活保護基準を用いるのには問題が残る。しかし、何をもって貧困とすべきかというのはそれ自体が大きな議論を要する難題であり、その答えが未だ出ず、それを元に調査した全国規模のデータが存在しない以上、暫定的に生活保護基準を貧困ラインとして用いるのは妥当であると言わざるを得ない。

これまでのワーキングプアに関する議論は、雇用されて働く労働者を主眼に置き、不安定就労の非正規労働者、育児と仕事を一手に担う一人親世帯、賃金不払残業や長時間不規則労働を強いられる正規労働者といった人々がその中心であった。企業に雇用されている労働者が働く貧困層に陥っている現状、ワーキングプアに陥る背景、働き方や社会との関わり、セーフティーネットや最低賃金との関連性について焦点が当てられてきたのである。これに対し、戸室は「農業収入が主な世帯」及び「農業収入以外の事業収入が主な世帯」といったように農林水産業従事者といった個人事業主もワーキングプアの対象としている。元来ワーキングプアとは「働く貧困層」を指す言葉であり、就労しているにもかかわらず貧困に陥るケースが社会層と呼べるほど増加しているというのが問題の出発点であった。雇用が不安定な非正規労働者、労働環境が切り崩された正規労働者、官製ワーキングプアといったようにワーキングプアの対象は広がりを見せてきた。「フルタイムで働いているにもかかわらず収入が最低生活費以下」といったように労働時間が条件の一つとして挙げられる事はあっても、特定の職業がワーキングプアの労働の除外対象となるような条件付けがなされたことはない。「農業収入が主な世帯」及び「農業収入以外の事業収入が主な世帯」をワーキングプアの対象とするのは真つ当なことであるといえる。ワーキングプアの対象が増え、その裾野が広がることで全体像がぼやけるという批判があるが、それは単に現実から目を背け実態把握を怠るという本末転倒な結果をもたらすものであり、批判として成り立たない。

ただし、従来の対象である「賃金・給料が主な世帯」と今回新たに加わった「農業収入が主な世帯」、「農業収入以外の事業収入が主な世帯」とでは、その実情は大きく異なっている点に注意が必要である。さらに収入で見れば同じワーキングプアであっても、税制の優遇や助成、資産の所持などに大きな違いがある。当然ワーキングプアに陥った背景や問題解決へ

58 清山 (2010)、7頁。

59 清山 (2010)、7頁。

向けた取り組みも全く別のものとなろう。背景も実情も異なる両者を体系的なワーキングプアとして捉えつつ、その中身や対策についての議論を行う際にはそれぞれを切り出して考える必要があるだろう。

村上雅俊はワーキングプア推計の現状について、「ワーキングプアについてのレポート・調査結果を政府が出さない限り、集計データから個人と世帯の状態をリンクさせ、そして個人と世帯の双方から分析することは困難である」⁶⁰と指摘している。「ワーキングプアの推計には、個人の労働市場での活動状態と世帯構造・世帯所得をリンクさせる必要」⁶¹があり、「実際のワーキングプアの推計の際に必要な変数」⁶²が「①世帯所得、②個人の労働市場での活動状態（就業、失業）、③個人の労働市場での活動期間（就業日数、就業時間）」⁶³といったものであるという。未だ国による情報開示がない中では非常に困難であるが、どのようにしてこの条件を満たし、あるいはそれに近い推計方法を確立するというのは解決しなければならない課題である。

ワーキングプアの推計手法において個人単位で捉えるか世帯単位で捉えるか、というものがあるが、これについて村上は「労働市場での活動は、あくまで個人単位であるため、個人単位で捉えたほうが、低賃金、不安定な雇用といった労働市場問題の詳細が明らかになる。一方で、貧困と判断するためには世帯所得が生活保護基準に満たないことが、現行の日本ならびに諸外国の生活保護制度を鑑みた場合、一つの基準となる。世帯全体の所得は世帯単位で捉えなければわからない。同一の賃金であっても、世帯構成によっては、ワーキングプアになる場合もあり、ならない場合もある。ワーキングプアを個人単位のみで捉える場合、労働市場における種々の問題が明らかになるが、世帯所得が生活保護基準に満たないかどうかはわからない。一方で、ワーキングプアを世帯単位のみで捉えると、就労している世帯員が存在しながら世帯所得が最低生活水準に満たない世帯の規模が明らかになるが、世帯員の賃金率、就労形態、就労時間、就労週数等、いわゆる『働き方』に関して詳しいことはわからない」⁶⁴と、それぞれの長所と短所を指摘したうえで「それぞれの推計方法には意義があるが、ワーキングプアとなる原因と結果のリンクが推計結果からは明らかにならない。ワーキングプアという層を的確に捉えるためには、二つの要素（個人での労働市場活動と世帯構造・世帯所得）をリンクさせる必要がある。しかしながら、ワーキングプアについてのレ

60 村上 (2011)、46 頁。

61 村上 (2011)、46 頁。

62 村上 (2011)、46 頁。

63 村上 (2011)、46 頁。

64 村上 (2011)、46 頁。

ポート・調査結果を政府が出さない限り、集計データから個人と世帯の状態をリンクさせ、そして個人と世帯の双方から分析することは困難である。」⁶⁵と述べている。

これに関連して清山は後藤の「フルタイムで就業する者あるいはその準備がある（フルタイム職を求職）」、という条件を満たす「世帯員が1人以上いる」世帯のうち「貧困線以下の世帯収入である」⁶⁶という世帯単位でのワーキングプアの定義では、ワーキングプアを推計する際「低賃金であるがゆえに自立できず、自ら家族を形成することもできない若年層の多くが、抜け落ちてしまうという問題」⁶⁷があり、「ワーキングプア問題が技能の継承や次世代を含めた労働力の再生産上の観点から社会問題化したことを考えると、世帯所得でのみ推計することは、その量や問題の深刻さを過小評価することにつながる。結果的に、若年非正規が将来的に親にパラサイトできなくなってワーキングプアとして大量に『発見される』まで、問題を先送りにし政策的対応が遅れかねない危険性」⁶⁸があると警鐘を鳴らしている。後藤の計算法を元にワーキングプア推計を行った戸室もまた世帯単位で捉えているため、清山の指摘は同様にあてはまる。ワーキングプア予備軍が総じてワーキングプアになるというわけではないが、予備軍をどのように捕捉し対策を練るかというのはワーキングプア問題の解決に必要な取り組みであり、世帯単位と個人単位での推計をどのように組み合わせ推計を行うかというのは重要な課題の一つであると言える。

また、村上は「近年の状況から、ワーキングプア層の増大は、グローバル化の進展を原因として、多くの労働者が不安定な就業を余儀なくされたこと、その結果として低賃金労働者が増大したことに起因するものであろう。この問題に対処するためには、ワーキングプアの規模がどの程度になるかという『推計結果』と、そして、その原因は何かを見極めることのできる『推計結果』が必要である。当然、これら二つはリンクしていなければならない。労働力と貧困層のそれぞれのカテゴリに入り込むワーキングプアを個人単位、世帯単位のみで捉えるには限界があると言える。」⁶⁹と、ワーキングプア拡大の背景と問題解決へ向けた取り組みについても述べている。

国によるワーキングプアの調査が行われていない現状では既存の統計を用い、その数を推計するしかないが、上記のように様々な課題がある。困難ではあるが、これらを一つ一つ解決しなければ、現実のワーキングプアの姿を捉えることはできないのである。また、戸室の

65 村上 (2011)、46 頁。

66 後藤 (2010)、16 頁。

67 清山 (2010)、7 頁。

68 清山 (2010)、7 頁。

69 村上 (2011)、51 頁。

都道府県別推計は従来のものより実情に即したデータを提供しているが、ワーキングプアに付随する予備軍問題は対象となっていない。一括して取り扱うかは別として、予備軍のうちどれほどの数がワーキングプアに陥るのか、その動向と背景を注視する必要があると言えよう。

おわりに

本論文では都道府県別ワーキングプアの推計を目指し、様々な名称が付けられ議論されているワーキングプアを、その共通項である雇用形態によって分類を行い、先行研究である戸室論文の利点と課題について述べた。それぞれ正規労働者のワーキングプア、非正規労働者のワーキングプア、個人事業主のワーキングプアの3項目に分類したが、兼業の場合、また、異なる雇用形態間を移動する労働者をどう捉えるかという課題が残っており、今後の課題としたい。

様々なワーキングプアが何を元に生み出され、どのような問題を抱えているかを個別に議論するというのは重要だが、同様に、違う形態のものとの関連性及び推移を見るために共通要素を抜き出し、同じデータを元に推計を行うというのも正確な姿を捉えるためには必要な作業である。

戸室による推計では各都道府県におけるワーキングプアの分布と推移が明らかにされているが、総計で推計されているため雇用形態別の把握を行うことができない。ワーキングプアの分布及び推移を見る際、雇用形態別に見ることでより正確にワーキングプアを把握することが可能となるだろう。特に都市部と地方とを比較する際、雇用されて働く労働者のワーキングプアと、個人事業主のワーキングプアは区別する必要がある。なぜなら、総計で見てもまえばワーキングプア数の多少としか見ることができず、都道府県毎の構成の特色や各形態の関連性による比較ができないからである。

都道府県別ワーキングプア推計の狙いである、どの地点でどのようにワーキングプアが推移し、どういう特色がありなぜその地点で多いのか、という疑問を解決するためにも雇用形態別に推計を行わなければならない。

ワーキングプアとは一部の限られた層に特有の問題ではなく、労働環境やセーフティネットの在り方が多分に関係しており、労働者全体にかかわってくる問題である。だからこそワーキングプアがどのような構造で分布し、推移してきたかというのは重要であり、実態に迫る試みは問題解決へ向けた取り組みを行うためには都道府県別にワーキングプアの推計を行う必要がある。

ワーキングプアの大量存在は最近の問題ではなく、30年以上前、江口英一⁷⁰がその存在を明らかにしていたが、その主張は当時受け入れられることはなく高度経済成長期には忘れ去られてしまった。当時、江口が発見したワーキングプアとはどのような存在だったのであろうか。その発生要因と背景を探ることで現在のワーキングプアと同質のものであるかだけでなく、当時のワーキングプア問題がどのような経緯で隠されてしまったのかが分かるのではないだろうか。ワーキングプアとはセーフティネットの劣化や働き方の貧困化によって発生しているのか、それとも人が働き続ける限り普遍的に一定数存在し続けるものなのか。景気の落ち込みにより大量発生し、景気回復により忘れ去られる一過性の流行病なのか。江口のワーキングプアを学ぶということは、日本におけるワーキングプアという存在そのものの理解深化へと繋がるだろう。

文 献 リ ス ト

e-Stat (2014 a) :e-Stat 政府統計の総合窓口

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do> (最終アクセス 2014 年 9 月 3 日)

「平成 14 年就業構造基本調査」第 43 表 年齢、従業上の地位、雇用形態、所得、男女、職業別有業者数

http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000000130002&cycleCode=0&requestSender=estat (最終アクセス 2014 年 9 月 3 日)

e-Stat (2014 b) :e-Stat 政府統計の総合窓口

「平成 19 年就業構造基本調査」第 43 表 年齢、雇用形態、所得、男女、従業者規模別雇用者数

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL02020101.do?method=listDisplay&statCode=00200532&tstatCode=000001017285&tclass1=000001017286&tclass2=000001019322&tclass3=&tclass4=&tclass5=>(最終アクセス 2014 年 9 月 3 日)

五十嵐 (2008) :五十嵐仁『労働再規制——反転の構図を読みとく』筑摩書房、2008 年。

岩田 (2007) :岩田正美『現代の貧困——ワーキングプア／ホームレス／生活保護』筑摩書房、2007 年。

埋橋 (2007) :埋橋孝文『シリーズ 新しい社会政策の課題と挑戦 第 2 巻 ワークフェア 排除から包摂へ?』法律文化社、2007 年。

江口 (1979) :江口英一『現代の低所得層 上』未来社、1979 年。

遠藤 (2013) :遠藤公嗣『同一価値労働同一賃金をめざす職務評価 官製ワーキングプアの解消』旬報社、2013 年。

大山 (2008) :大山典宏『生活保護 VS ワーキングプア 若者に広がる貧困』PHP 研究所、2008 年。

門倉 (2006) :門倉貴史『ワーキングプア いくら働いても報われない時代が来る』宝島社新書、2006 年。

[経済] 簿記勘定科目一覧表 (2013) :WEBNOTE - [経済] 簿記勘定科目一覧表 (用語集) http://kanjokamoku.k-solution.info/2006/07/post_98.html (最終アクセス 2013 年 9 月 20 日)

- 厚生労働省 (2014 a) : 「平成 22 年就業形態の多様化に関する総合実態調査の概況」結果の概要
http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/5-22_b.html#c (最終アクセス 2014 年 9 月 5 日)
- 厚生労働省 (2014 b) : 「平成 17 年有期契約労働に関する実態調査結果の概況」
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/06/h0614-1.html> (最終アクセス 2014 年 9 月 5 日)
- 伍賀 (2010) : 伍賀一道「雇用と働き方・働かせ方から見たワーキングプア」社会政策学会『社会政策 第 1 巻第 4 号 (通巻第 4 号)』ミネルヴァ書房、2010 年。
- 後藤 (2010) : 後藤道夫「ワーキングプア急増の背景と日本社会の課題」社会政策学会『社会政策 第 1 巻第 4 号 (通巻第 4 号)』ミネルヴァ書房、2010 年。
- 後藤 (2011) : 後藤道夫『ワーキングプア原論—大転換と若者』花伝社、2011 年。
- 駒村 (2009) : 駒村康平『大貧困社会』角川 SS コミュニケーションズ、2009 年。
- 清山 (2010) : 清山玲「ワーキングプア—労働・生活・運動—」社会政策学会『社会政策 第 1 巻第 4 号 (通巻第 4 号)』ミネルヴァ書房、2010 年。
- セン (1999) : アマルティア・セン『不平等の再検討 潜在能力と自由』池本幸生、野上裕生、佐藤仁訳、岩波書店、1999 年。
- 総務省統計局 (2013) : 「平成 24 年就業構造基本調査」
<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/index.htm#kekka> (最終アクセス 2013 年 11 月 18 日)
「平成 24 年就業構造基本調査」結果の概要
<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/pdf/kgaiyou.pdf> (最終アクセス 2013 年 11 月 18 日)
- 高野 (2012) : 高野晃「ワーキングプアと貧困な労働環境—「溜め」を取り入れた再定義—」熊本学園大学商学会『熊本学園商学論集 第 17 巻第 1 号 (通巻第 49 号)』2012 年。
- 戸室 (2013) : 戸室健作「近年における都道府県別貧困率について—ワーキングプアを中心に—」『山形大学紀要 (社会科学) 第 43 巻第 2 号』2013 年。
- 日本総合研究所 (2013) : 平成 22 年度先導的大学の改革推進委託事業「博士課程修了者の進路実態に関する調査研究」
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/_icsFiles/afiedfile/2011/06/16/1307208_1.pdf (最終アクセス 2013 年 11 月 17 日)
- 水月 (2007) : 水月照道『高学歴ワーキングプア 「フリーター生産工場」としての大学院』光文社、2007 年。
- 村上 (2011) : 村上雅俊「②日本のワーキングプアの測定」貧困研究会『貧困研究 Vol.6』明石書店、2011 年。
- 文部科学省 (2013 a) : 「平成 16 年度学校基本調査」調査結果の概要 (高等教育機関) 卒業後の状況調査
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/05011201/002/002.htm (最終アクセス 2013 年 11 月 15 日)
- 文部科学省 (2013 b) : 「平成 24 年度学校基本調査 (確定値)」学校基本調査—平成 24 年度 (確定値) 結果の概要— http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1329235.htm
- 調査結果の概要 (高等教育機関)
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afiedfile/2012/12/21/1329238_3_1.pdf
- 文部科学省 (2013 c) : 「学校基本調査—用語の解説」http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/yougo/1288105.htm

- 文部科学省（2013 d）：「博士課程修了者の進路実態に関する調査研究」
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/1307208.htm（最終アクセス 2013 年 11 月 17 日）
- 山田（2009）：山田昌弘『ワーキングプア時代 底抜けセーフティーネットを再構築せよ』文藝春秋、2009 年。
- 湯浅（2008）：湯浅誠『反貧困—「すべり台社会」からの脱出』岩波書店、2008 年。
- 湯浅（2009）：堤未果 湯浅誠『正社員が没落する——「貧困スパイラル」を止めろ！』株式会社角川書店、2009 年。
- 湯浅（2010）：湯浅誠・清水康之『闇の中に光を見いだす 貧困・自殺の現場から』岩波書店、2010 年。
- 労働政策研究・研修機構（2014）：「多様化する就業形態の下での人事戦略と労働者の意識に関する調査」
<http://www.jil.go.jp/institute/research/2006/025.htm>（最終アクセス 2014 年 9 月 5 日）
- 脇田（2009）：脇田滋「貧困と非正規労働をなくすために—派遣労働の弊害規制を中心に—」日本弁護士連合会第 51 回人権擁護大会シンポジウム第 3 分科会実行委員会『労働と貧困—拡大するワーキングプア—』あけび書房、2009 年。

Consider of the Working Poor estimates in 47
Prefectures in Japan.
—Classification by the employment form and
preceding study—

Akira TAKANO

This paper examines the problems of the estimate-method to understand the working poor in the view of the 47 prefectures of Japan. In addition to that, it pays attention to the employment types which are important to grasp the working poor. As a result, the following three points have become clear. Is it right to use the standard of public assistance as a poverty line? How to match the individual with the household to estimate the working poor. How to grasp and cope with the potential members of the working poor. However some problems are left. For example, it is how to grasp workers who move around between various employment types.